

公共下水道事業受益者負担金徴収猶予基準

徴収猶予項目		被害等の程度	猶予期間	摘要
係争地			受益者の決定の日まで	
農地等	田・畑		農地転用の届出の日まで	3年を限度とする。 ただし、その後なお農地等と認められる場合は申請により更に延長する。
	山林・沼等		宅地化されるまで	
震災又は風水害があったとき		一部破損又は床下浸水	6月以内	罹災証明ができるもの
		半壊又は床上浸水	1年以内	
		全壊	2年以内	
火災があったとき		一部焼	6月以内	罹災証明ができるもの
		半焼	1年以内	
		全焼	2年以内	
盗難があったとき		30万円以上	6月以内	盗難証明ができるもの
		50万円以上	1年以内	
		100万円以上	2年以内	
受益者又は受益者と生計を一にする親族が病気又は負傷により長期療養を必要とするとき		1年以上	1年以内	医師の診断書が取得できるもの
		3年以上	2年以内	
その他市長が特に徴収猶予を必要と認めたとき		その都度市長が決定する。		